

用語集

【あ行】

アクセス

- ある場所へ行くための経路、またはその手段。

インフラ

- インフラストラクチャーの略称。道路・鉄道などの産業基盤や上下水道・電気・ガスなどの生活基盤、国土保全のための基盤など、市民生活や社会経済活動などを支える社会資本の総称。

ウェルネス

- 単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的なライフスタイルを目指す行動様式のこと。

ウォークアブルなまちづくり

- “歩く”を意味する「walk」と“出来る”を意味する「able」を組み合わせた造語。これまでのクルマ中心から、居心地の良い人中心のまちづくりにシフトし、まちに出かけなくなる、歩きたくなるまちなかづくりを進めること。

液状化

- 地下水位の高い砂地盤が地震の揺れによって液体状になる現象のこと。

【か行】

外水氾濫

- 大雨によって河川を流れる水が大幅に増え、堤防から水が溢れたり、堤防が決壊することにより水が流れ出す現象のこと。

開発許可制度

- 都市計画で定められる市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保するとともに、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。

開発行為

- 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う行為。

家屋倒壊など氾濫想定区域

- 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や、河岸侵食が発生することが想定される区域。

官民連携（手法）

- 行政と民間が協働・連携し、それぞれお互い

の強みを生かすことで最適な公共サービスを提供すること。

既存集落

- 古くからある農業集落や漁業集落などで、近代的な市街地形成や都市基盤整備が進む以前から形成され継承されているもの。一般的に集落内の道は狭く、木造家屋が密集している場合が多い。

基盤整備

- 都市基盤を整備すること。（都市基盤の項を参照）

共助

- 地域の住民が互いに助け合うこと。地域福祉分野においては、社会保険のような制度化された相互扶助を指す。

協働

- 市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決や目指すまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

緊急輸送道路

- 災害時に、避難や救助、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線のこと。

区域区分

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度のこと。昭和43年の都市計画法の改正で導入され、「線引き」とも呼ばれる。

計画規模の降雨（L1）

- 河川整備計画の目標（概ね100～150年に1回程度の大雨）となる降雨規模のこと。

景観形成地区

- 「加古川市景観まちづくり条例」に基づき、景観の形成を図る必要がある地区として、市長が指定する地区のこと。現時点では、鶴林寺周辺地区が指定。

健康寿命

- 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

公共交通空白地域

- 鉄道及びバスのサービス圏(鉄道駅から半径 800m圏内、バス停から半径 300m圏内)から外れる区域のこと。

耕作放棄地

- 農林業センサスにて定義されている用語で、所有者がいる耕地のうち、過去1年以上作付けせず、かつ、この数年の間に再び作付けする予定のない土地。

高次的(な都市機能)

- 医療、福祉、商業などの都市機能のうち、広域の地域を対象とした、質の高いサービスを提供する機能。

公助

- 行政が公的責任において支えること。

洪水浸水想定区域

- 想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。水防法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定。

交通結節点

- 複数の公共交通軸が交わり、鉄道、バスやタクシーなどの相互乗り換えや連絡が円滑に行える場所のこと。

交通弱者

- 日常生活において移動することが困難な人。

コミュニティ

- 地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で住民性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

【さ行】

災害リスク

- 大規模な災害に対する予防・対策や、発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスク。

在宅避難

- むやみな移動はかえって危険であり、大雨などの情報収集に努め、状況に応じて自宅で浸水対策すること。

市街化区域

- 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

- 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

自主防災組織

- 防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織のこと。

自助

- 自分で出来ることは、自分で行うこと。家族同士での助け合いも含む。

持続可能

- 将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境や社会的な資源を利用し、現代の人々の要求を満たしつつ、将来的な社会発展を継続的に進めようとする概念のこと。

職住近接

- 職場と住居との距離が近いこと。

新型コロナ(COVID-19)

- 2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で確認されたウィルス感染症のこと。

スマートシティ

- ICTなどの新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営など)の高度化により、都市や地域の抱える課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域のこと。

生活圏

- 人々の日常生活の行動範囲のこと。生活行動には買物、通勤、通学、通院、余暇など、様々な目的の行動があるが、ここでは、特に居住地の近辺で行われる日常的な行動のこと。

生活利便施設

- 日用品の供給を主たる内容とする店舗や飲食店のほか、銀行や郵便局の窓口など、日常生活に必要なサービス施設のこと。

生産年齢人口

- 年齢別人口のうち、生産活動の中心となる年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口が該当。

想定最大規模の降雨(L2)

- 概ね1,000年に1回程度の大雨となる降雨規模のこと。1,000年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1,000(0.1%)以下の降雨のこと。

【た行】

大規模盛土造成地

- 谷や沢を埋めるなど、傾斜地に盛土した造成地のうちで、規模の大きな（面積 3,000 m²以上あるいは高さが 5m以上など）のもの。

立退避難

- 河川などが氾濫する前に、早めに自宅以外の安全な場所へ事前避難すること。

地区計画

- 都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画のこと。

超高齢社会

- 65 歳以上の人口の割合が全人口の 21%以上を占めている社会のこと。

低未利用土地権利設定等促進計画

- 都市再生特別措置法に基づき、低未利用地の地権者などと利用希望者を、行政が所有者などの探索も含めコーディネートし、土地・建物に関する権利設定等などを作成する計画のこと。

デジタルデバイド

- インターネットやコンピューターを使える人と、使えない人との間に生じる格差のこと。

デマンドタクシー

- 自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、比較的安価な料金で対応する公共交通サービスのこと。

田園まちづくり（制度）

- 人口減少、少子高齢化が著しい市北部の市街化調整区域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準などに関する条例」に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

都市機能

- 商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業や居住など、都市的な活動を営むための各種機能のこと。

都市基盤

- 市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上を図るための都市施設（道路、鉄道、公園、

緑地、上下水道、河川、情報・通信網など）。

都市計画区域

- 都市計画法に基づき、都道府県が一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域として指定する区域。本市は、東播都市計画区域に属する。

都市計画道路

- 健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

都市計画マスタープラン

- 都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画で、市が長期的にみだ目指すべき都市像・まちづくりの基本方針を示すもの。

都市再生特別措置法

- 社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を「都市の再生」と定義し、この「都市の再生」を図るため、平成 14 年に制定された法令。平成 26 年の改正により、立地適正化計画制度が創設。

都市のスポンジ化

- 都市の内部において、空き地、空き家などの低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象のこと。

土砂災害警戒区域

- 土砂災害が発生した場合に、市民などの生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

- 土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、市民などの生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域のこと。

【な行】

内水氾濫

- 短期的な大雨により、下水道や道路側溝などの排水機能が追い付かず、水が溢れだす現象のこと。

【は行】

播磨臨海地域道路

- 神戸市～太子町の播磨臨海地域を東西に結ぶ延長約 50 km の新たな路線のこと。

避難行動要支援者

- 災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

防災指針

- 居住や都市機能の誘導と合せて、都市防災に関する機能の確保を図るための指針。令和2年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画の記載事項に位置づけられた。

【ま行】

マイ・タイムライン

- 住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がかかる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするもの。

密集市街地

- 老朽木造建築物が密集し、かつ十分な公共施設がないなどにより、火事・地震発生時の延焼防止、避難の機能が十分確保されていない区域のこと。

ミニ開発

- 大都市及びその近郊の市街地でみられる、小規模な戸建て住宅群の開発のこと。

【や行】

用途地域

- 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについての制限を行う制度のこと。

要配慮者

- 高齢者、障がい者、乳幼児、日本語に不慣れた外国人などで、災害時において配慮を要する者のこと。

【ら行】

流域治水

- 河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

連続立体交差事業

- 都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。